

～新しく採用された方や被扶養者届を提出される皆様へ～

「組合員資格取得届書」や「被扶養者申告書」を提出される際には、「マイナンバー」の記入をお願いします。

職員として採用された場合や出生などで新たに扶養することとなった者がいる場合は、採用された日または、扶養事実発生日から5日以内にお名前、生年月日、マイナンバーなどの必要事項を記入した書類をお勤め先（以下「所属所長」という。）を經由して広島県市町村職員共済組合へ提出しなければいけないことになっています。

広島県市町村職員共済組合では、届出を受け審査後、新たに組合員、被扶養者となられる方の資格情報を受付日から5日以内に中間サーバーへ提供します。中間サーバーでの登録が完了すると健康保険証利用の登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）に本組合の資格情報が反映され、マイナ保険証がご利用いただけます。

共済組合で届出を受け付けてから、マイナ保険証として利用できるまでの期間の目安は、次のとおりです。

- マイナンバーの記入がある場合：約5営業日
- マイナンバーの記入がない場合：約10～22営業日

※ 記入されたマイナンバーが正しくない場合や必要な書類が揃っていない場合は、**広島県市町村職員共済組合**で確認を行う期間が別途必要になります。

- マイナンバーカードを皆様の健康保険証として速やかに利用していただけるよう、「組合員資格取得届書」及び「被扶養者申告書」へは、必ずマイナンバーを記入して提出してください。
- 資格情報の登録状況は、裏面の方法で確認いただけます。

マイナポータルにログインした際、保険証情報が登録されている場合、加入者情報登録は完了しており、マイナンバーカードを保険証として利用いただけます。医療機関等の受診の前にご活用ください。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1. ログイン

マイナポータルにログインします。



2. 注目情報

ログイン後、画面下部の「注目情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



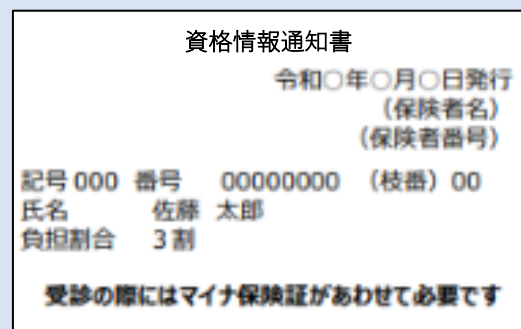
3. 健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

- それ以外にも、ご自身の資格情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、以下の方法で確認いただけます。

マイナンバーを記入した届書を提出した場合、組合員番号等が記載された「資格情報通知書」が**広島県市町村職員共済組合**から**所属所長**を経由して届きます。

届いた方は、資格情報の登録が完了しているのでマイナ保険証をご利用いただけます。



- ※ マイナンバーの記入のない届書を提出された場合は、「資格確認書」がお手元に届きます。1か月以内に所属所長を経由してマイナンバーを報告ください。